

令和7年度

第21回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年2月25日

東松島市農業委員会

# 令和7年度第21回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年2月25日（水） 午後3時25分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借権等の合意解約による通知について

日程第4 報告事項2 農地の現状変更届出について

日程第5 報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第6 報告事項4 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第10 議案第4号 令和8年度農作業標準料金について

日程第11 議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

閉 会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	—
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	—	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（4名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	3番	大山 道保	5番	三浦 牧恵
11番	齋藤 宏樹				

出席事務局職員

事務局長                      石 森 久 浩  
 事務局長補佐                安 倍 浩 司

## 【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第21回東松島市農業委員会総会を開催いたします。  
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： ー 会長挨拶 ー  
ー 会長の動向報告 ー

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めていただきます。  
それでは会長、よろしく願いいたします。

## 【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、3番大山道保委員、5番三浦牧恵委員、11番齋藤宏樹委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中12名であります。定足数に達しておりますので、これより第21回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、14番今野嘉彦委員、15番安部俊郎委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字上一番27、795㎡。解約届出日は令和8年1月13日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、赤井字星場286-1 外 計4筆で10,565㎡。解約届出日は令和8年1月26日、賃貸人の都合により賃貸借契約の解約でございます。

その3、小松字柳田107-1 外 計3筆で2,709㎡。解約届出日は令和8年1月27日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その4、小松字沖砂利前412-1 外 計12筆で15,523㎡。解約届出日は令和8年1月27日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その5、大曲字七下157、9,061㎡。解約届出日は令和8年1月26日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その6、赤井字上四番183 外 計4筆で4,084㎡。解約届出日は令和8年2月3日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その7、赤井字星場244-2 外 計9筆で10,488㎡。解約届出日は令和8年2月3日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その8、矢本字南浦362-3 外 計2筆で4,647㎡。解約届出日は令和8年1月26日、耕作者都合のため使用貸借の契約の解約でございます。

その9、小松字谷地101 外 計2筆で2,025㎡。解約届出日は令和8年1月28日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その10、小松字向田193 外 計3筆で3,000㎡。解約届出日は令和8年2月2日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その11、赤井字上四番220 外 計6筆で6,109㎡。解約届出日は令和8年2月4日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その12、上下堤字北29 外 計4筆で1,754㎡。解約届出日は令和8年2月6日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その13、上下堤字北32-3、258㎡。解約届出日は令和8年2月6日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その14、小松字下浮足99-1 外 計14筆で11,641㎡。解約届出日は令和8年2月9日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その15、矢本字蜂谷前39-1 外 計5筆で5,044㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その16、矢本字蜂谷浦195 外 計2筆で2,042㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その17、矢本字蜂谷前6 外 計4筆で3,969㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その18、矢本字笠松320-2、5,107㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者都合のため賃貸借契約の解約でございます。

その19、矢本字新沼226-2 外 計2筆で1,579㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その20、矢本字南浦151 外 計3筆で2,780㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その21、矢本字新沼6-1 外 計10筆で17,023㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その22、矢本字中田238-1 外 計11筆で18,535㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その23、矢本字関の内318-18 外 計2筆で108.59㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その24、矢本字関の内318-4 外 計5筆で4,469㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その25、小松字中浮足150 外 計3筆で3,063㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その26、小松字中浮足149 外 計2筆で2,035㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その27、矢本字南浦361-4 外 計2筆で3,837㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その28、矢本字蜂谷浦157 外 計5筆で5,088㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その29、矢本字南浦362-2、2,896㎡。解約届出日は令和8年2月10日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その30、上下堤字北73-1 外 計2筆で2,644㎡。解約届出日は令和8年2月9日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、報告事項2 農地の現状変更届出について、を事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、小松字谷地77-1 外 計3筆で2,808㎡。変更後の利用状況は普通畑。変更目的は、畑地として利用するため。令和8年1月19日届出受理。変更理由は盛土の確保が遅れていることにより、工事期間を延長するため。工事期間の変更内容は、令和7年11月1日から令和8年1月31日まで、今回変更により令和8年4月30日まで。位置図は10ページとなります。矢本庁舎の北側に位置する農地であり、農用地区域の中に存在します。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字川前二206-4 外 計2筆で2,128㎡。転用の目的は、宅地造成工事で9区画を予定しております。現在の利用状況は休耕中。売買による所有権移転で、令和8年1月22日に届出受理しております。位置図は12ページです。陸前赤井駅の近くとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの説明について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6 報告事項4 農地転用制限の例外規定による届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、大塩字五台54-2、379㎡。届出事由は、消防の用に供するための施設の駐車場。現在は休耕中。令和8年1月27日届出受理しております。位置図は14ページとなります。周辺の農地の利用状況から第1種農地ではありますが、土地収用法第3条第1項第19号の規定により消防の用に供する施設ということで、土地収用法の事業に該当するということで農地転用制限の例外規定による届出がなされております。

説明は、以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。始めに新規設定を上程します。その1及びその2は私に係る案件ですので、規定により安部会長職務代理に議長を務めていただき、私は退席いたします。

それでは、職務代理お願いいたします。

（佐藤栄宏会長退場）

○議長（安部俊郎会長職務代理）： それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

その1及びその2は関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字北浦456-3、1、361㎡。10年間の賃借権設定となります。

その2、赤井字北浦456-2、5、368㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員が欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

その1及びその2いずれも、調査年月日は、令和8年2月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、その1は相手方要望、その2は規模縮小。受け手理由は、いずれも規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と転作作物の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及びその2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理）：異議なしと認め、その1及びその2を許可することに決定します。  
佐藤栄宏会長、入場願います。

（佐藤栄宏会長入場）

○議長（安部俊郎会長職務代理）：佐藤栄宏会長に申し上げます。その1及びその2は原案のとおり承認することに決定したことを報告します。

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長：その3、浜市字新蜆抓場170、1、823㎡。10年間の賃借権設定となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員：報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月18日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、約1.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その3を許可することに決定します。  
次に、その4を事務局より説明願います。

○事務局長：その4、大塩字小分木427-2 外 計3筆で432㎡。売買による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番秋本まゆみ委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相手方要望。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、その5からその7は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

本案件については、12番 佐藤祥委員に係る案件ですので、規定により退場願います。

（佐藤祥委員退場）

○事務局長： その5、大曲字七下156、3、968㎡。10年間の賃借権設定です。

その6、大曲字浦田114、3、250㎡。10年間の賃借権設定です。

その7、大曲字七下157、9、061㎡。10年間の賃借権設定です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 6番小岩敏幸委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和8年2月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由がその5は労力不足、その6は体調不良、その7は相手方要望。受け手理由はいずれも相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5からその7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5からその7を許可することに決定します。  
佐藤祥委員、入場願います。

（佐藤祥委員入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 佐藤祥委員に申し上げます。その5からその7は原案のとおり承認することに決定したことを報告します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、その8からその11は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その8、小松字中浮足18 外 計9筆で3,881㎡。10年間の賃借権設定です。  
その9、小松字沖砂利前412-1 外 計12筆で15,523㎡。10年間の賃借権設定です。  
その10、小松字谷地101 外 計2筆で2,025㎡。10年間の賃借権設定です。  
その11、小松字柳田107-1 外 計3筆で2,709㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員、7番菅井賢治委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和8年2月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は全て労力不足。受け手理由はいずれも相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8からその11を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8からその11を許可することに決定します。  
次に、その12を事務局より説明願います。

○事務局長： その12、小松字向田193 外 計3筆で3,000㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番菅井賢治委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は労力不足。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と畜産の複合経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その12を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その12を許可することに決定します。  
次に、その13を事務局より説明願います。

○事務局長： その13、赤井字上四番220 外 計6筆で6,109㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員は欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は相手方要望。受け手理由は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その13を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その13を許可することに決定します。  
次に、その14を事務局より説明願います。

○事務局長： その14、矢本字太子前279—1 外 計8筆で9,269㎡。贈与による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 9番川村勝雄委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○川村勝雄委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月21日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は贈与。受け手理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その14を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その14を許可することに決定します。  
次に、その15からその17は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その15、赤井字上三番31 外 計11筆で11,570㎡。10年間の賃借権設定です。

その16、赤井字上四番183 外 計4筆で4,084㎡。10年間の賃借権設定です。

その17、赤井字上一番43 外 計7筆で7,843㎡。10年間の賃借権設定です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員が欠席ですので事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和8年2月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は相手方要望。受け手理由は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と露地野菜の複合経営です。通作距離は、約0.5～1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その15からその17を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その15からその17を許可することに決定します。次に、その18を事務局より説明願います。

○事務局長： その18、川下字南46—1 外 計2筆で2,157㎡。10年間の賃借権設定です。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は離農。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲の単一経営です。通作距離は、約0.8km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その18を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その18を許可することに決定します。  
次に、その19を事務局より説明願います。

○事務局長： その19、上下堤字北77-2、380㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月21日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は離農。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その19を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その19を許可することに決定します。  
次に、その20及びその21は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その20、上下堤字南219 外 計2筆で3,252㎡。10年間の賃借権設定です。  
その21、上下堤字北73-1 外 計2筆で2,644㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和8年2月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は離農。受け手理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その20及びその21を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その20及びその21を許可することに決定します。  
次に、その22からその25は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その22、上下堤字北31—1 外 計5筆で2,849㎡。10年間の賃借権設定です。  
その23、上下堤字北32—2、149㎡。10年間の賃借権設定です。  
その24、上下堤字北32—1、1,199㎡。10年間の賃借権設定です。  
その25、上下堤字北29 外 計5筆で2,012㎡。10年間の賃借権設定です。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和8年2月22日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、その22、23、25は離農、その24は規模縮小。受け手理由は、全て相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その22からその25を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その22からその25を許可することに決定します。  
次に、その26からその40は関連がありますので一括して事務局より説明願います。  
本案件については、9番 川村勝雄委員に係る案件になりますので規定により退場願います。

（川村勝雄委員退場）

○事務局長： その26、矢本字蜂谷前39—1 外 計5筆で5,044㎡。10年間の賃借権設定です。

その27、矢本字蜂谷浦195 外 計2筆で2,042㎡。10年間の賃借権設定です。

その28、矢本字蜂谷浦197 外 計8筆で7,731㎡。10年間の賃借権設定です。

その29、矢本字南浦362—4 外 計4筆で12,480㎡。10年間の賃借権設定です。

その30、矢本字南浦362—3、679㎡。10年間の賃借権設定です。

その31、矢本字南浦362—2、2,896㎡。10年間の賃借権設定です。

その32、矢本字南浦361—4 外 計2筆で3,837㎡。10年間の賃借権設定です。

その33、矢本字南浦151 外 計3筆で2,780㎡。10年間の賃借権設定です。

その34、矢本字笠松320—2、5,107㎡。10年間の賃借権設定です。

その35、矢本字新沼226—2 外 計2筆で1,579㎡。10年間の賃借権設定です。

その36、矢本字新沼6—1 外 計10筆で17,023㎡。10年間の賃借権設定です。

その37、矢本字関の内318—4 外 計5筆で4,469㎡。10年間の賃借権設定です。

その38、矢本字関の内318—18 外 計2筆で108.59㎡。10年間の賃借権設定です。

その39、矢本字中田237—5 外 計12筆で18,989㎡。10年間の賃借権設定です。

その40、矢本字蜂谷前6 外 計4筆で3,969㎡。10年間の賃借権設定です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番熊谷奨委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月16日から20日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、今までの耕作者の都合によるもので、受け手理由は、全て相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。通作距離は、最長で3.7km未満。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その26からその40を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その26からその40を許可することに決定します。

（川村勝雄委員入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 川村委員に申し上げます。その26からその40を原案のとおり許可することに決定したことを報告します。

次に、その41及びその42は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

本案件については、1番 熊谷奨委員及び9番 川村勝雄委員に係る案件になりますので規定により退席願います。

（熊谷奨委員及び川村勝雄委員退場）

○事務局長： その41、小松字中浮足150 外 計3筆で3,063㎡。10年間の賃借権設定です。

その42、小松字中浮足149 外 計2筆で2,035㎡。10年間の賃借権設定です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番菅井賢治委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和8年2月17日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、前耕作者の体調不良、受け手理由は、いずれも相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。通作距離は、約5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その41及びその42を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その41及びその42を許可することに決定します。

（熊谷奨委員及び川村勝雄委員入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 熊谷委員と川村委員に申し上げます。その41及びその42を原案のとおり許可することに決定したことを報告します。

次に、期間満了による賃借権再設定について、を上程します。

その43からその45を事務局より説明願います。

○事務局長： その43、根古字上54 外 計15筆で20,082㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その44、赤井字下新丁36 外 計3筆3,085㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法の利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その45、小松字明神下145 外 計2筆2,025㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法の利用権設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その43からその45を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その43からその45を許可することに決定します。

次に、日程第8 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、新田字殿沢17、1,134㎡。変更理由は、資材置場敷地として、平成31年1月10日付、宮城県（東振）指令第616号にて農地転用許可を受けていたが、土地所有者より買取の要望を受けたため事業計画変更承認申請の提出を受けたものです。当初は、10年間の使用賃借権の設定でしたが、今回は売買による所有権の移転となります。36ページが位置図になります。新田地区の三陸縦貫道の東側に位置しており、農地区分としては第2種農地、周辺が山林に囲まれ生産性の低い農地ということで宮城県から許可を受けております。今回の変更に関して、宮城県の方でやむを得ないということで了解を得ております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2については、赤井柳の目の商業施設用地として、赤井字南二49 外 計94筆 90, 803㎡。変更理由は、商業施設（スーパーマーケット）用地として、令和6年3月15日付、宮城県（東振）指令第682号にて農地転用許可を受けていたが、工事期間の延伸等の変更に伴い、事業計画変更承認申請の提出を受けたものです。変更内容は、工事期間の延長として、当初は令和6年3月15日から令和7年11月30日まで、今回変更で令和6年3月15日から令和10年3月31日まで。代表取締役変更による代表者の変更。相続が発生したため賃貸人の変更。37ページが位置図になります。当初から場所や区域の変更等はありません。農地区分は第2種農地で、仙石線あゆみ野駅から1km以内に位置し、周辺の宅地化率が40%以上で、工事期間が満了しているため始末書案件となりますが、今回提出を受け付けたものです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、その1及びその2は関連がありますので一括して事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、新田字小屋12—1、438のうち132㎡。

その2、新田字小屋13—1、1, 241のうち172㎡。

いずれも転用目的は土取場通路敷地で、現在の利用状況は一毛田。3年間の一時転用による賃貸借権設定となります。39ページが位置図になります。農用地区域ですが3年以内の例外的許可ということで許可相当と宮城県と調整を諮っております。こちらは3年前に一度許可を受けた案件ですが、昨年7月に許可期間満了しておりまして、今回新規申請として始末書添付をして新規申請に至ったものであります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

いずれも調査年月日は、令和8年2月20日。転用の目的は、山砂採取地の運搬通路を確保するため。転用目的実現の確実性は適当、周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及びその2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1及びその2を許可相当と認め、知事に進達することを決定します。

次に、日程第10 議案第4号 令和8年度東松島市農作業標準料金について、を上程します。事務局から説明願います。

○事務局長： 40ページになります。

令和8年度東松島市農作業標準料金について、2月18日に開催した東松島市農作業標準賃金検討委員会における検討結果の意見を反映し、上程するものです。委員会の委員につきましては、農作業の委託者2名、受託代表3名、JAいしのまき1名、土地改良区1名で、7名で構成しております。

総会において決定後は、例年どおり農業委員会の窓口及びJAいしのまきの各営農センターを通じて農家へ配布をいたします。

作業賃金について、令和7年10月4日より宮城県の最低賃金額が973円から1,038円に引き上げられたことに伴い、最低賃金額を下回らないよう、検討委員会で決めていただいております。

軽作業は、1時間当たり1,040円、一日を8時間、1日当たり8,320円。補助的な作業、単純作業等の賃金です。

一般作業は、1時間当たり1,350円、一日8時間、1日当たり10,800円。草刈機械、機械持参のうえでの機械作業時や作業機械オペレータの割増の賃金としております。

次に、機械作業料金について、本市の機械作業に関する標準料金の設定においては、本市農業者が営農するにあたり関りが深い石巻市の農作業標準料金との均衡を重要視しながら定めてきております。これらを踏まえまして、別紙料金表をご覧ください。昨年と金額に変更があるものに網掛けしております。石巻市では資材代や機械代の上昇を反映して全体的に5%程度の料金上昇設定しておりますので、基本的には石巻市と単価が100円以上差が生じないように同じく5%程度単価を上昇させております。

以上、審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和8年度東松島市農作業標準料金について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和8年度東松島市農作業標準料金について、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第11 議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を上程します。

このことについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、令和8年2月6日付け、東松農水第2027号により東松島市長から農業委員会に対し意見を求められています。

説明員として、農林水産課職員の出席を求めています。

出席職員は、職名及び氏名を述べてから、内容の説明をお願いします。

○農林水産課職員： （資料に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、議案第5号 東松島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第21回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後4時58分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年2月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 14番 今野 義彦

署名委員 15番 安部 俊郎